

住民監査請求に係る監査結果

(荒川区議会自民党の政務活動費等に係る住民監査請求)

令和元年9月

荒川区監査委員

第1 請求

本件請求に係る請求人、請求があった日及び内容は、以下のとおりである。

1 請求人

住所 荒川区
氏名 A 氏

2 請求があった日

令和元年7月16日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、おおむね次のとおりである。

(1) 主張事実の要旨

- ア 平成30年7月21日自民党荒川区議会議員13名全員は、政務活動費を使って、越後湯沢にて、区民生活についての勉強会を開いた。
- イ その勉強会に区の幹部職員42名が私費で参加している。区の幹部職員は、任意での参加のようであるが、なかば強制的に駆り出され、区の行政の説明をさせられている。
- ウ 区の幹部職員を越後湯沢に強引に駆り出し、この勉強会費用の公的支出を正当化する感がある。
- エ 越後湯沢において、政務調査費を使い、区の行政の勉強会を開く必然性は全くないばかりか、違法及び不当な公金の支出である。
- オ 議員は全て公金支出による参加、幹部職員42名はオブザーバーで私費参加と言いながら、明らかに強制参加させられている実態は明らかである。
- カ 政務調査費の調査経費とは、後段に現地調査に要する経費となっており、越後湯沢を調査したとでも言うのか。又、前段では荒川区に関係する必要な調査と記されているが、越後湯沢で開催する必然性は全く認められない。
- キ したがって、自民党荒川区議会議員13名並びに勉強会に参加した幹部職員42名分の通常に支払われるべき全費用について、勉強会に参加した自民党荒川区議会議員13名全員で分担して、区と勉強会参加幹部42名に返還すべきである。

(2) 措置要求

平成30年7月21日に自民党荒川区議会議員団が越後湯沢にて

開催した区民生活についての勉強会にかかった全費用を、区及び勉強会参加幹部42名に返還することを区長は自民党荒川区議会議員団に求めるよう、監査委員は区長に勧告すること。

4 請求書の補正

令和元年8月7日請求書の一部補正があった。

第2 監査委員の除斥

本件請求において、並木一元委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第3 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和元年8月14日付でこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張事実のとおり示した事項のうち、平成30年7月21日自民党荒川区議会議員団が、新潟県越後湯沢にて開催した研修会費用に対する政務活動費の支出の違法・不当の有無を対象とした。

2 監査対象部局

区議会事務局及び総務企画課を監査対象とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年8月23日、陳述の機会を設けた。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 政務活動費の交付に関する条例の主旨は、地方自治法に基づき、区議会議員の調査研究その活動に資するために必要な経費の一部として、区議会各会派に対し、政務活動費を交付することに関して定めたものであり、9条では、区課題把握に必要なものなら交付していいとなっていて、その調査要旨では現場調査に要する経費と明確にしている。

- (2) 本件では、11部門42名の区職員が私費で行って、議員に対し説明を行っている。越後湯沢を現場調査していれば問題は少ないと思うが、越後湯沢でやる意味がどこにあるのかということに納得がいかない。荒川区の庁舎内とか荒川区内であれば私も納得する。
- (3) 越後湯沢でやった場合、飲食は発生する。これについては、9条の別表の備考欄で戒めている。ここも問題となるのではないか。

4 関係職員等の調査

法第199条第8項の規定により、令和元年8月28日区議会事務局長及び総務企画課長に対し、事情聴取を行った。区議会事務局長及び総務企画課長の発言の主な内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 政務調査費は、荒川区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年荒川区条例第1号。以下「条例」という。）に基づき支出をしている。
- (2) 条例第1条では、「この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、区議会議員の調査研究その他の活動に資するため必用な経費の一部として、区議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」という趣旨が記載されている。
- (3) 条例第9条では、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、「政務活動費は、会派又は会派に所属する議員が行う調査研究、情報収集、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の向上を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」と規定されている。
- (4) 今事案は、区議会事務局としては、条例第9条の研修にあたるものと考えており、条例第9条関係の経費を記載した別表の1番上の項目である「研究研修費」であるという認識を持っている。
- (5) 別表の「研究研修費」の内容は、「会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費（会場費、講師謝礼金、出

席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等をいう。）」となっており、今事案の経費として政務活動費を支出することは、なんら問題がないと考えている。

なお、今般、当該事案の実績報告書等の内訳など一部に誤記載の可能性があるので、自民党荒川区議会議員団に確認を申し入れる。

(自民党荒川区議会議員団は確認の結果、令和元年8月30日付で、補正をした政務活動費に係る収支報告書等を提出した。)

- (6) 研修会場については、明確な規定はない。したがって、一般的な常識の範囲で、その適否を判断している。
- (7) 今事案の新潟県越後湯沢については、一般的な常識の範囲であると理解しており、問題はないものと考えている。
- (8) この研修会への管理職員の参加は、管理職員の自主的な判断で行われている。
- (9) したがって、管理職員にかかる経費は、管理職員の自費となっている。

第5 監査の結果と判断

1 監査の結果

本件請求については、合議により、次のように決定した。

請求人の主張については、理由がないものと認めこれを棄却する。

なお、請求人が主張する当該事案の幹部職員の参加費用については、住民監査請求の対象外であることから、本監査の対象から除外した。

2 事実関係の確認

(1) 政務活動費の交付根拠について

平成12年5月24日、法の一部改正が行われ、各自治体においては条例の定めるところにより、議会における会派又は議員（以下「会派等」という。）に対し政務活動費を交付できるものとされた。(法第100条第13項)

荒川区においては、平成13年3月15日に荒川区議会政務調査費の交付に関する条例が制定され、同年4月1日に施行された。この条

例は、その後法の一部改正により、平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例と名称を改正している。

また、平成13年3月26日に荒川区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則も制定され、同年4月1日に施行された。この施行規則も平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則と名称を改正している。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、区議会における会派に対し交付されている。

したがって、公益目的のために区以外のものに対して行う給付で、反対給付を要しないものであり、法232条の2に定められた補助金に該当する。

荒川区の補助金は、通常、荒川区補助金等交付規則（昭和62年4月1日荒川区規則第27号。以下「補助金規則」という。）により交付されるが、政務活動費については、補助金規則第4条の規定により、条例及び区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年荒川区規則第3号。以下「条例施行規則」という。）の定めるところに拠っている。さらに、議会議長訓令として荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成19年議会議長訓令甲第2号）を置いている。

なお、条例及び条例施行規則の他、区議会事務局では、事務処理の運用を補完するために、内規資料として政務活動費の手引を定めている。

(2) 政務活動費の交付方法について

政務活動費については、条例及び条例施行規則により、次のとおり交付方法が定められている。

ア 交付対象

政務活動費は、区議会の会派に対して交付する。

イ 交付額及び交付方法

政務活動費は、各月1日における会派の所属議員数に月額8万円を乗じて得た額を半年ごとに交付する。

ウ 会派の届出

議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者、政務活動費に係る経理責任者1人を定め、会派結成届を議長に提出しなければならない。

エ 会派の通知

議長は、会派結成届のあった会派について、毎年度当初速やかに、区長に通知しなければならない。

オ 政務活動費の交付決定

区長は、会派結成の通知に基づき、政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

カ 政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、通知を受けた後、毎半期の最初の月の当初早急に、当該半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

区長は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

キ 収支報告書等の提出

政務活動費の交付を受けた会派の経理担当者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費により行った活動内容を記載した報告書及び領収書その他の証拠書類の原本を添付して、議長に提出しなければならない。

ク 収支報告書等の送付

荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規定によれば、議長は、収支報告書、実績報告書及び領収書等の提出があったときは、これらの写しを区長に送付するものとする。

(3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

交付を受けた政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例第9条第2項により、別表で次のとおり定められている。

別表（第9条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費（会場費、講師謝礼金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等をいう。）
会議費	会派又は会派に所属する議員が行う各種会議に要する経費（会場費、機材借上費、印刷製本費等をいう。）
調査旅費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等をいう。）
通信運搬費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な通信・運搬に要する経費（電話料、インターネット接続料、

	ファクシミリ通信料、郵便料、運搬費等をいい、自宅の電話の電話料を除く。）
資料作成費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳費、パソコン及び関連機器その他の事務機器の購入、リース料等をいう。）
資料購入費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派又は会派に所属する議員が行う活動及び区の政策について、住民に報告し、又は周知するために要する経費（広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等をいう。）
広聴費	会派又は会派に所属する議員が住民からの区政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷製本費等をいう。）

(4) 本件請求対象となる平成30年度自民党荒川区議会議員団に対する政務活動費の交付に係る一連の手続きについて

平成30年4月1日自民党荒川区議会議員団から議長に会派結成届が提出された。

平成30年4月1日議長から区長に自民党荒川区議会議員団結成された旨の通知がされた。

平成30年4月1日区長から自民党荒川区議会議員団代表者に政務活動費の交付決定が通知された。

平成30年4月1日及び平成30年10月1日自民党荒川区議会議員団代表者から区長に政務活動費の請求があった。

平成30年4月9日及び平成30年10月9日区長から自民党荒川区議会議員団に政務活動費の交付があった。交付額は、1回につき、6,240,000円であった。

平成31年4月26日自民党荒川区議会議員団から議長に政務活動費に係る収支報告書等の届出があった。支出合計額は、12,613,001円であった。（令和元年8月30日付で、自民党荒川区議会議員団の政務活動費に係る収支報告書等が補正された。）

令和元年5月28日議長から区長に政務活動費収支報告書等の写しの送付があった。

3 監査対象部局の説明

(1) 政務活動費の用途基準について

今事案は、区議会事務局としては、第9条の研修にあたるものと考えており、第9条関係の経費を記載した別表の1番上の項目である「研究研修費」であるという認識を持っている。

(2) 政務活動費の実績の確認について

政務活動費の実績については、議長を補佐する立場から、区議会事務局で確認作業を行っている。

なお、今般、当該事案の実績報告書等の内訳など一部に誤記載の可能性があるので、自民党荒川区議会議員団に確認を申し入れる。

(自民党荒川区議会議員団は確認の結果、令和元年8月30日付で、補正をした政務活動費に係る収支報告書等を提出した。)

(3) 政務活動費を要した研修会場について

研修会場については、明確な規定はない。したがって、一般的な常識の範囲で、その適否を判断しており、本件請求の対象会場である新潟県越後湯沢は、常識的な範囲の研修会場であったと考えている。

4 本件請求に係る実績報告書等の補正の確認

本件請求に係る実績報告書等が補正され、領収証と齟齬がないことを確認した。

5 判断及び理由

政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化され、平成24年の法改正の際に一部経費の用途が拡大され、政務活動費とされた。

本件請求に関連した平成30年度自民党荒川区議会議員団に対する政務活動費については、交付申請から収支報告書等の提出までの一連の手続は、一部書類の補正はあったが、適正に行われていると認められる。

請求人は、新潟県越後湯沢において、政務調査費を使い、区の行政の勉強会を開く必然性は全くない。調査経費とは、現地調査に要する経費となっているにもかかわらず、越後湯沢を調査した経緯がないことから、違法、不当な支出であるという趣旨の主張をしている。

しかし、本件請求に係る関連書類のうち、自民党研修会時間割からも、その内容は、条例第9条関係別表の研究研修費であると解されるため、現地調査の必要性はない。

また、研修会場については、明確な規定はなく、新潟県越後湯沢での開催が、違法、不当であるとまでは認められない。

請求人は、宿泊をすれば飲食を伴うと推測できるので、条例第9条関係別表の備考に規定されている政務活動費の除外規定に該当するのではないかという趣旨の主張もしているが、収支報告書等からは、専ら飲食に関する経費が、本政務活動費に計上されていると認めることはできない。

なお、本報告書中、「第5監査の結果と判断 第1項監査の結果」でも記載したが、請求人が主張する当該事案の幹部職員の参加費用については、幹部職員は私費による参加のため、住民監査請求の対象外であることから、本監査の対象から除外した。

したがって、請求人が主張する平成30年7月21日自民党荒川区議会議員団が、新潟県越後湯沢にて開催した研修会費用に対する政務活動費の支出は違法・不当であるという事実は認められない。

以上から、請求人の主張には理由がないものと認める。

6 監査委員意見

区議会においては、政務活動費に係る収支報告書等の議長への提出にあたっては、会派内等でのチェック機能の充実・強化を図られたい。

また、区議会事務局においても、議長に提出される書類を、議長に代わって確認する場合などは、慎重、丁寧な確認行為に努められたい。